

特定退職金共済制度

A large collection of 30 cartoon illustrations of people in various professions, arranged in a grid-like pattern. The professions include police, chef, nurse, teacher, scientist, musician, and many others. Each character is smiling and holding a tool or object related to their job.



<https://www.yokohama-cci.or.jp>

この制度は、横浜商工会議所が地区内事業所の持続的発展を願って推進している福祉事業のひとつで、国の承認を得て実施しております。
企業の人材確保と定着を促進し、従業員が安心して働ける環境を作ることを目的とした制度で、次のような特色を備えております。

制度の特色

1. 将来必要な退職金を今から、計画的に準備できます。
2. 国の制度(中小企業退職金共済制度)との重複加入も認められます。
ただし他の特定退職金共済制度との重複加入はできません。
3. 従業員の確保と安定化をはかり企業経営の発展に役立ちます。
4. 法律で定められた退職金支払いのための保全措置が講ぜられます。
5. この制度の掛金は、生命保険会社に運用を委託しております。
6. 簡単な手続きで加入いただけます。
7. 掛金は金融機関の口座より自動的に振替えます。
8. 当制度は神奈川県「建設業経営事項審査」の加点評価項目になります。
9. 掛金は1人月額30,000円まで損金または必要経費に算入できます。
 - 法人の場合(法人税法施行令第135条、所得税法施行令第64条)
法人が負担した掛金は全額損金に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。
 - 個人事業主の場合(所得税法施行令第64条)
個人事業主が負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。

契約できる事業主＜共済契約者＞

商工会議所の地区内にある事業所の従業員であれば加入させることができます。

加入するときは

- 加入資格 14歳7カ月以上65歳6カ月までの方(増口部分も左記に準じます)
また、従業員の「加入同意」が必要となります。ただし、次の方は加入できません。
 - 個人事業主および個人事業主と生計を一にする親族
 - 法人の役員(使用人兼務役員を除く)
- 加入は包括加入 この制度に加入するかしないかは事業主の任意ですが、加入する場合は全従業員を加入させなければなりません。
なお、期間を定めて雇われている人、季節的業務に雇われている人、試用期間中の人、パートタイマーのように労働時間の特に短い人、休職中の人、非常勤の人などは加入させなくてもさしつかえありません。

掛金とご加入口数

- 月額掛金 1口について1,000円
*掛金には1口あたり30円の制度運営事務費が含まれています。
制度運営事務費を除いた残額(1口あたり970円)を保険料として運用します。
- ご加入口数 従業員1人について1口から30口まで(ご加入後であっても増口時点で65歳6カ月までの方はお申し出により、30口を限度として増口することができます。ただし、原則として減額できません。)
- 掛金のご負担 全額事業主負担 掛金として払込まれた金額は、事業主に返還しません。

給付金(重複して支払われません)

給付金の種類および金額は次のとおりです。

- 退職一時金 被共済者(加入従業員)が退職した時に口数および加入期間に応じて支払われます。
退職一時金は、基本退職一時金の額と加算給付額との合計額になります。
〈基本退職一時金〉口数と加入期間(掛金納付期間)に応じて、あらかじめ商工会議所特定退職金共済制度運営規約に定めた金額となります。
- 〈加算給付〉 毎年の運用実績に応じて、毎年9月1日に基本退職一時金に加算される金額です。
- 遺族一時金 被共済者が死亡した時に支払われます。
遺族一時金は、死亡時の退職一時金の額に、払込継続中の基本加入口数1口について10,000円を加算した金額です。
- 退職年金 加入期間が10年以上の被共済者が退職し、年金の受給を希望したときに支払われます。
退職年金は、退職時の退職一時金額を原資として計算した金額が、年4回(3,6,9,12月)、3カ月分をとりまとめて10年間にわたって支払われます。ただし、年金月額が20,000円未満の場合は一時金でお支払いします。また、被共済者が年金受給中に死亡したときには、その遺族に対して残余期間分の年金に代え、未支払年金の年金現価相当額を一時金でお支払いします。

制度の内容

給付金の受取人

上記の給付金の受取人は被共済者です。(税法上事業主にはいかなる場合にもお支払いできません。)給付金は受取人名義の口座へ直接お支払いします。

なお、本人死亡のときは労働基準法施行規則第42条から第45条に定める遺族補償の範囲および順位によります。また、途中で共済契約をやむなく解約したときでも、この解約手当金は被共済者にお支払いし、事業主にはお支払いしません。なお、解約の場合は被共済者(加入従業員)全員の同意が必要です。

ご参考

- *退職一時金…退職所得となります。〈課税対象額=(退職一時金額-退職所得控除額)×1/2〉ただし、解約された場合の給付金は一時所得になります。
(所得税法第30条・第31条、同法施行令第72条・第76条・第183条)
 - *遺族一時金…死亡退職金としてみなされ、相続税の対象となりますが、法定相続人数×500万円まで相続税はかかりません。(相続税法第3条・第12条、同法施行令第1条の3)
 - *退職年金……雑所得となります。ただし、公的年金等控除の適用が受けられます。
(所得税法第35条、同法施行令第82条の2)
- ※記載の税務取扱は2024年10月現在の税制に基づくものです。今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。

契約の解除について

次の事項に該当する場合、共済契約者と締結した契約の全部または一部を解除することがあります。

- 共済契約者(加入事業所)が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき
- 被共済契約者(加入事業所の従業員)が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき
- その他、特定退職金共済制度運営規約に定める解除事由に該当したとき

効力発生日(この制度は1977年6月1日より発足)

- 毎月20日までにお申込みのあった分については翌々月1日から効力が発生します。
- 毎月21日以降月末までにお申込みのあった分については翌々々月1日から効力が発生します。

掛金のお払込み

掛金はお取引金融機関の口座より毎月22日(休日の場合は翌営業日)に自動的に振替えられます。

(注1)ご加入後、口座振替ができなかった場合は、翌月に2カ月分の掛金を併せて振替えさせていただきます。

2カ月連続して振替ができなかった場合はさかのぼって契約解除いたしますのでご注意ください。

(注2)お申込み後に金融機関、口座などの変更があった場合、すみやかに横浜商工会議所産業振興部共済課にご連絡のうえ変更手続きをしてください。

被共済者証の発行

ご加入者に対しては「特定退職金共済制度被共済者証」を発行します。

給付金の請求

退職金の給付を受けようとするときは「特定退職金共済制度 退職一時金請求書」により横浜商工会議所産業振興部共済課へ請求してください。遺族一時金・退職年金の給付を受けようとするときは、横浜商工会議所産業振興部共済課へご連絡ください。

継続期間

ご加入後、被共済者が事業所に勤務する限り、満70歳に達する日まで継続でき、この時点で解約となります。

お申込み手続きについて

- ご加入口数はご加入者1人につき30口を限度とします。
- お申込みは毎月20日に締切らせていただきます。
- ご加入手続きの詳細については、委託保険会社の共済制度推進員または横浜商工会議所産業振興部共済課へおたずねください。

各種変更手続き

社名・代表者・住所・電話番号・銀行口座等の変更が生じたとき、または加入者の氏名・生年月日等の変更や訂正が生じたときは横浜商工会議所産業振興部共済課へご連絡ください。

中途解約・口数の減額変更手続き

やむを得ず解約される場合や、やむを得ず口数を減額する場合、横浜商工会議所産業振興部共済課へご相談ください。

基本退職一時金額および遺族一時金額表

単位：円

加入口数	1口		10口		20口		30口	
加入期間	基本退職一時金	遺族一時金	基本退職一時金	遺族一時金	基本退職一時金	遺族一時金	基本退職一時金	遺族一時金
1年	11,500	約 21,500	115,000	約 215,000	230,000	約 430,000	345,000	約 645,000
2年	23,070	33,070	230,700	330,700	461,400	661,400	692,100	992,100
3年	34,700	44,700	347,000	447,000	694,000	894,000	1,041,000	1,341,000
4年	46,410	56,410	464,100	564,100	928,200	1,128,200	1,392,300	1,692,300
5年	58,180	68,180	581,800	681,800	1,163,600	1,363,600	1,745,400	2,045,400
6年	70,030	80,030	700,300	800,300	1,400,600	1,600,600	2,100,900	2,400,900
7年	81,950	91,950	819,500	919,500	1,639,000	1,839,000	2,458,500	2,758,500
8年	93,930	103,930	939,300	1,039,300	1,878,600	2,078,600	2,817,900	3,117,900
9年	105,990	115,990	1,059,900	1,159,900	2,119,800	2,319,800	3,179,700	3,479,700
10年	118,120	128,120	1,181,200	1,281,200	2,362,400	2,562,400	3,543,600	3,843,600
15年	179,860	189,860	1,798,600	1,898,600	3,597,200	3,797,200	5,395,800	5,695,800
20年	243,450	253,450	2,434,500	2,534,500	4,869,000	5,069,000	7,303,500	7,603,500
25年	308,950	318,950	3,089,500	3,189,500	6,179,000	6,379,000	9,268,500	9,568,500
30年	376,430	386,430	3,764,300	3,864,300	7,528,600	7,728,600	11,292,900	11,592,900

- {注} 1.年の途中で退職されたときの基本退職一時金額は、月単位で計算された額が支払われます。
 2.基本退職一時金額は、横浜商工会議所特定退職金共済制度運営規約に基づく金額ですが、経済変動や委託保険会社および委託割合の変更等により将来変更されることがあります。
 3.遺族一時金額は基本退職一時金額を基準に計算しており、加算給付額は含まれておりません。

退職年金月額表（10年確定年金）概算

単位：円

加入口数 加入期間	1口	10口	20口	30口
10年	約 (1,020)	約 (10,200)	約 20,400	約 30,600
15年	(1,560)	(15,600)	31,200	46,800
20年	(2,100)	21,000	42,000	63,000
25年	(2,670)	26,700	53,400	80,100
30年	(3,250)	32,500	65,000	97,500

- {注} 1.年金月額は概算ですので変動することがあります。
 2.年金月額20,000円未満の場合は、一時金の取扱いとなります。（ ）内は該当しません。
 3.年金は、3ヵ月分とりまとめて年4回(3月、6月、9月、12月)当該支払月の前月までの分を支払います。

採用のメリット

- 被共済者の過去勤務期間を通算することにより、さらに充実した退職金制度が確立できます。
- この取扱いによる掛金(以下「過去勤務掛金」といいます。)は全額が損金または必要経費に算入できます。

お取扱いの内容

● 過去勤務通算期間の設定

- ・ 入社日から制度加入日までの期間を「過去勤務通算期間」として被共済者ごとに設定してください。
- ・ 過去勤務通算期間は10年間を限度とし、年末満の端数月は切捨てます。

● 過去勤務通算口数

- ・ 過去勤務通算口数は、当初基本加入口数もしくはそれ以下の口数で設定してください。

● 過去勤務期間通算のお申込み

- ・ 過去勤務期間の通算は、本制度にご加入の際、所定の申込書で同時にお申込みください。以後はお取扱いできません。また、被共済者全員について申込む必要があります。一部の被共済者の方のみ過去勤務期間を通算することはできません。

〈通算口数の変更〉

- ・ 過去勤務の通算口数を途中で変更することや廃止することはできません。

● 過去勤務掛金

- ・ 過去勤務掛金は通算期間、通算口数、および払込期間により、個人ごとに計算されます。

過去勤務掛金・月額表

(過去勤務通算月額 1,000円について)

過去勤務通算期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
過去勤務掛金払込期間	(1年)	(2年)	(3年)	(4年)	(5年)	(5年)	(5年)	(5年)	(5年)	(5年)
過去勤務掛金払込月額	1,010円	1,010円	1,020円	1,020円	1,030円	1,240円	1,450円	1,660円	1,880円	2,090円

● 過去勤務掛金の払込期間

払込期間は過去勤務通算期間と同一年数です。ただし、通算期間が6年以上の場合の払込期間は5年とします。

横浜商工会議所(以下「本会議所」という。)は、当制度の運営において取得する個人情報(被保険者の氏名、性別、生年月日等および事業主の氏名、住所、口座情報等)を当制度の事務手続き、各種サービスの案内・提供のために利用します。また、委託保険会社および事務委託会社に提供します。

委託保険会社は、受領した個人情報を各種保険契約の引受け、継続・維持管理、一時金・年金等の支払、その他保険に関連・付随する業務のために必要な範囲で利用し、本会議所および他の委託保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

事務委託会社は、受領した個人情報を口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務のために必要な範囲で利用します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、本会議所、委託保険会社および事務委託会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

委託保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の委託保険会社に提供されます。

この制度は、商工会議所が委託保険会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づき運営します。

掛金口座振替取扱金融機関

みずほ銀行

三井住友銀行

三菱UFJ銀行

りそな銀行

横浜銀行

北陸銀行

静岡銀行

東日本銀行

神奈川銀行

きらぼし銀行

横浜信用金庫

かながわ信用金庫

湘南信用金庫

川崎信用金庫

城南信用金庫

委託保険会社および委託割合

大同生命保険株式会社 (93.94%)
(幹事会社)

日本生命保険相互会社 (0.16%)

アクサ生命保険株式会社 (0.35%)

第一生命保険株式会社 (0.55%)

太陽生命保険株式会社 (5.00%)

上記の委託保険会社に委託割合に応じた資産の運用を委託しております。なお、委託保険会社および委託割合は変更することがあります。(上記の委託保険会社および委託割合は2024年10月現在のものです。)

事務委託会社

日本システム収納株式会社

* 金融機関は2024年10月現在のもので
名称変更などがあった場合は、新金融機関にてお取扱いします。

この制度についてのお問合せは

横浜商工会議所 産業振興部 共済課

横浜市中区山下町2番地
産業貿易センタービル8階
TEL(671)7412(直通)

このパンフレットは、2024年10月時点の制度内容に基づき記載されており、将来、制度内容は変更することがあります。